

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2280号

毎週月曜日発行

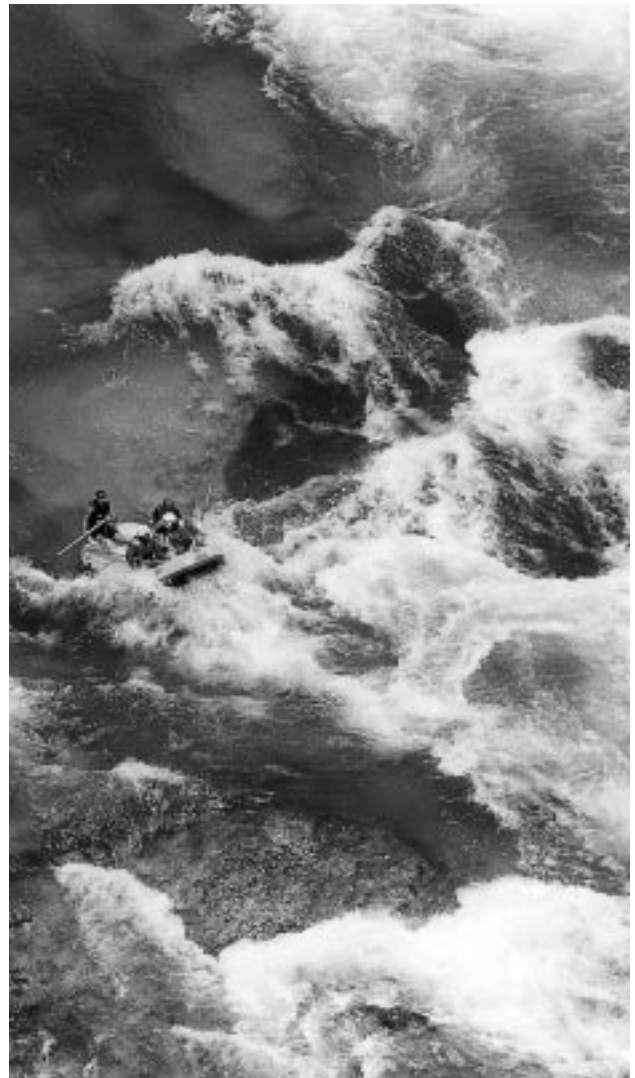
〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

閑話休題

人間にとって、心臓が生きて脈打っていることは不可欠である。それと同時に、末端の毛細血管が活力を持ち続け、きちんと機能していることが、健康な体を維持していく上で、重要なことだと指摘されている。

地域にもこれは当てはまるのではなからうか。過疎指定町村を訪れても、その中心集落を見る限りでは、過疎といった面影は少ない。しかしその中心集落を支えてきた周辺、辺境の集落が高齢化し、姿を消し始めているのだ。いくら町の中心集落が賑わい、多くの施設が集中立地していようと、この中心集落を周りから支えてきた、毛細血管のような多くの奥地の集落が消滅してしまったのでは、その中心集落の命脈も先が見えている。一度住み



激流(群馬県水上町)

奥地の活力

続けようとする拠点を失った思考は、ドミノのように、町の中心へ、地方都市へ、やがて大都市へと流れ、とどまるどころを知らない。

鳥取県の山間部、岡山県に接して智頭町がある。かつては杉、檜の産地ともれず林業不況にあえいできた。八

河谷という集落は、この町の最奥地の一つ、現在では二九戸、五〇人が居住している。町内のまちづくりグループCCPT(智頭町活性化プロジェクト集団)や鳥取大学の研究者の支援を受けて、この八河谷で始まったのは、地元を杉を活用してのログハウスづくりであった。カナダ人のログビルダーの

協力を得て、宿泊用の五棟が完成したのが一九八九年。杉の木村と名付けられた。今では二五棟が立ち並び、ちょっとした山間リゾートの趣さえある。レストランや関連施設を含めて管理運営するのは、集落のほぼ全員が出資する産業組合「杉の木村」である。

今ではこの施設に年間一万人が訪れ、一、五〇〇人が宿泊する。大きい数字ではないが五〇人の最奥の集落には確たる意味を持つ。行き止まりの地区、冬期には一メートルの積雪、外部との接触は少ない。集落の人たちは営利より杉の木村を訪ねてくれる人々との触れ合いを楽しむ。他の地域の人たちから羨ましがられますと話す組合代表の綾木守さんの明るい笑顔が今の八河谷の気持ちを表しているようだった。

(福井県立大学教授 岡崎昌之)

もくじ

政 策	地方分権の実現に大きく前進 = 地方分権一括法が成立	(2)
活 動	分権一括法の成立で小淵首相等を表敬訪問 = 地方六団体	(3)
政 策	中央省庁等改革関連法が成立	(7)
フォーラム	歴史・人情・自然が感じられる「まほろばの里」づくり = 山形県高島町	(8)
情 報	新任都道府県町村会長の略歴	(11)
随 想	町民の共感を呼ぶ町づくり	岡山県矢掛町長 山岡治喜 (14)
情 報	政策レーダー	(15)

地方分権の実現に大きく前進

―地方分権一括法が成立―

国と地方の関係を対等とすることを旨とする「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が七月八日の参議院本会議で可決・成立した。

本法律の制定は、地方自治関係者が永年にわたり要望してきた課題であり、地方分権の実現に向けて大きく踏み出したもので、今後は本法律の趣旨に則って具体的な取り組みが推進されることとなる。

本法律は、機関委任事務の廃止や国の関与等の見直しなどを柱として、地方自治法など計四百七十五本の関係法律の改正を行うもので、法律の施行期日は一部を除き、原則平成十二年四月一日となっている。このため、各庁は、秋くちまでには関係政省令の改正を行なうこととしており、地方公共団体も明年四月までには関係する条例や規則の整備が必要となる。法律の概要は次のとおり。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の概要

1 国及び地方公共団体が担すべき役割の明確化

① 地方自治法において、地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定を設けることにより、各般の行政を展開する上で、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする。

② 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域

における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

③ 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とする。

2 機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成

① 都道府県知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組みである機関委任事務制度を廃止する。

これに伴い、地方公共団体に対する国の包括的な指揮監督権等、機関委任事務に係る根幹的な制度を定めている地方自治法の改正を行う。

② 地方自治法において、地方公共団体の処理する事務を自治事務と法定受託事務とに再構成し、関連規定を整備する。

③ ①及び②に伴い、個々の機関委任事務を定めている各都道府県管の個別法の改正を行い、地方公共団体が処理するものについては当該事務を自治事務と法定受託事務とに区分する。

④ 機関委任事務制度の廃止に伴い、同制度を前提として成り立ってきた地方事務官制度についても廃止する。

自治事務・地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの

△自治事務の具体例▽
都市計画の決定、土地改良区の設立認可、飲食店営業の許可、病院・薬局の開設許可

法定受託事務…国が本来果たすべき役割に係る事務であつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づき政令に特に定めるもの

△法定受託事務の具体例▽
国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理
(改正対象法律)

都市計画法、土地改良法、食品衛生法、公職選挙法、旅券法、統計法等の改正―三五―法律
(参考) 地方公共団体の事務の新たな考え方―図1

(参考) 新たな事務区分の制度上の取扱い―図2
(参考) 地方事務官制度の廃止等の概要

(厚生省関係)
① 都道府県(保険課、国民年金課及び社会保険事務所)で社会保険関係業務に従事している地方事務官を廃止し、厚生事務官とする。

社会保険関係の地方事務官 厚生事務官(約一六、五〇〇人)

② 前記の改正に伴い、都道府県の機関として置かれている保険課、国民年金課及び社会保険事務所を社会保険庁の地方支部局に改め、都道府県単位の地方社会保険事務局の下に社会保険事務所を設置する。(厚生省設置法の改正)

(労働省関係)
① 職業安定関係地方事務官が従事することとされている事務(国の組織を指揮監督する事務等)は、国の直接執行事務とし、職業安定関係地

活 動

方事務官を労働事務官とする。

職業安定関係の地方事務官 労働事務官(約二、二〇〇人)

② 前記の改正に伴い、都道府県労働基準局、都道府県女性少年室及び都道府県職業安定主務課を統合し、都道府県労働局を設置する。(労働省設置法の改正)

3 国の関与等の見直し

① 法定主義の原則、一般法主義の原則、公正・透明の原則に基づき、地方公共団体に対する国又は都道府

県の関与の見直し・整備を行う。

② このため、国と地方の関係を定める基本法である地方自治法において、関与に係る基本原則、新たな事務区分ごとの関与の基本類型、関与の手続及び関与に係る係争処理手続を定めるとともに、個別法における関与は基本類型に沿った必要最小限のものにするべく所要の改正を行う。

③ 関与の廃止

・市町村防災会議に対する都道府県防災会議の指示
・教育長の任命に係る文部大臣及び

分権一括法の成立で

小淵首相等を表敬訪問

地方 六団体

全国町村会等地方六団体は、七月八日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が成立したことを受けて、同日に会長談話を発表するとともに、七月十二日に黒澤丈夫

方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が可決成立した。

全国町村会長など地方六団体の代表が小淵総理大臣、野中官房長官、野田自治大臣をはじめ、自民・民主・公明・自由の各党幹事長及び国会対策委員長等を表敬訪問し、地方分権一括法の成立にご尽力頂いたことに対する謝意と、今後地方分権の実現について一層の協力を要請した。会長談話及び要請趣旨は次のとおり。

会長談話

本日、第一四回国会において地

併せて、本法律に盛り込まれている事務・権限の移譲等地方分権の進

都道府県教育委員会の承認

・市町村立学校の組織編成等についての都道府県教育委員会による基準の設定
・生活保護事務に関する都道府県及び市町村に対する厚生大臣の指揮監督並びに市町村に対する知事の指揮監督

・知事が漁業権の変更等によって生じた損失の補償金額を決定するに際し必要な農林水産大臣の認可
・港湾管理者の臨港地区の設定に対する運輸大臣の認可

展に伴う地方公共団体の財政負担について、施行時まで具体的な措置を的確に講じるとともに、残された最重要課題である国と地方公共団体の役割分担に応じた地方税財政制度の確立については、地方公共団体の意向を踏まえ、早期に実現することを特に要望する。

地方分権推進委員会においては、本法律に基づき、関係政省令の改正や施策が実施されるに当たり、勧告の趣旨が十分尊重されるよう、引き続き監視することを期待する。

地方公共団体としては、関係条例の整備等の検討を進めるなど法施行に向けて準備に万全を尽くすとともに、自己決定と自己責任の原則に基づき、住民の負託に応えられるよう行政体制の整備・確立を図り、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて最大限の努力を傾注する所存である。

・公営住宅の管理等に関する建設大臣の指示

・公共下水道管理者等の行う工事に對する建設大臣の監督等

④ 関与の縮減

・市町村営の土地改良事業計画の策定に係る知事認可 同意を要する協議へ
・漁港修築事業の施行に関する農林水産大臣の許可 届出へ
・地方債の発行に係る自治大臣又は都道府県知事の許可 原則協議へ
・法定外普通税の新設・変更に係る自治大臣の許可 同意を要する協議へ
・重要港湾の港湾管理者が海岸保全区域の指定に関して協議に応じようとする場合に必要の運輸大臣の同意 協議へ

・二級河川における河川整備基本方針等に係る建設大臣の認可 同意を要する協議又は協議へ
・都市計画区域の指定変更及び都市計画の決定変更に係る建設大臣の認可 同意を要する協議へ等

(改正対象法律)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律、生活保護法、漁港法、地方税法等の改正―一三八法律

(参考 関与の基本原則)
① 法定主義の原則
関与は、法律又はこれに基づく政令の根拠を要する。

② 一般法主義の原則
地方自治法に關与の一般的なルールを定める。

・関与は、その目的を達成するため必要最小限度のものとし、かつ、

政 策

図1 地方公共団体の事務の新たな考え方

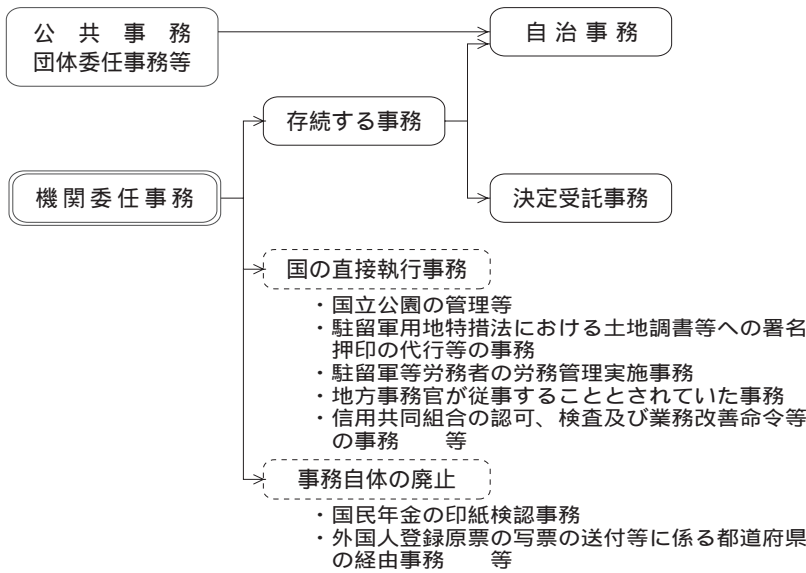


図2 新たな事務区分の制度上の取扱い

	機関委任事務	自治事務	決定受託事務
条例制定権	不可	法令に反しない限り可	法令に反しない限り可
地方議会の権限	・検閲、検査権等は、自治令で定める一定の事務（国の安全、個人の秘密に係るもの並びに地方労働委員会及び収用委員会の権限に属するものは対象外） ・100条調査権の対象外	原則及び （地方労働委員会及び収用委員会の権限に属するものに限り対象外）	原則及び （国の安全、個人の秘密に係るもの並びに地方労働委員会及び収用委員会の権限に属するものは対象外）
監査委員の権限	自治令で定める一定の事務は対象外	原則国等への審査請求は不可	原則国等への審査請求は不可
行政不服審査	一般的に、国等への審査請求は可	原則国等への審査請求は不可	原則国等への審査請求は不可
国等の関与	包括的指揮監督権個別法に基づく関与	関与の新たなルール	

① 権限委譲を積極的に推進すること

4 権限委譲の推進

（参考） 関与の基本類型等—図3

（参考） 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

③ 公正・透明の原則

・関与に関する手続について、書面の交付・許可・認可等の審査基準や標準処理期間の設定、公表等を定める。

地方公共団体の自主性及び自立性に配慮する。

② これに関連して、地方自治法等の改正により、二〇万以上の人口規模を有する市を当該市からの申し出に基づき「特例市」として指定することにより、権限をまとめて委譲するための必要な法制上の措置を講ずることとする（特例市制度の創設）。

① 国から都道府県へ

（具体例）

とし、国の権限を都道府県に、また、都道府県の権限を市町村に委譲する。このため、個別法において所要の改正を行う。

・重要流域以外の流域内に存する民有林に係る保安林の指定・解除等の権限

・二以上の都道府県の区域内に係る採石業者及び砂利採取業者の登録及びその拒否等

・公共下水道事業計画の認可権限

② 都道府県から政令指定都市へ

・都市計画の決定権限（特に広域的な判断を要する都市計画を除く）

③ 都道府県から中核市へ

・中核市の県費負担教職員の研修の権限

④ 都道府県から特例市へ

・宅地造成工事規制区域の指定

・土地区画整理事業施行地区内、住宅改良地区内、都市再開発施行地区内等の建築行為の許可等

・開発行為の許可権限

⑤ 都道府県から市へ

一部については、福祉事務所設置町村を含む。へ

・児童扶養手当の受給資格の認定等

・商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可等

⑥ 都道府県から市町村へ

・市町村立高等学校の通学区域の指定

・身体障害児に係る補装具の交付、身体障害児及び知的障害児（知的障害者）に係る日常生活用具の給付

・犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付

⑦ その他

・温泉の公共の浴用又は飲用の許可（都道府県から保健所設置市又は特別区へ）

・毒物及び劇物の販売業の登録（都道府県から保健所設置市又は特別区へ）

・建築基準法の許可事務等の一部（都道府県から建築基準法の特例により建築主事を置く市町村（建築審査会を設置した場合に限る。）へ）

（改正対象法律）

狂犬病予防法 児童扶養手当法 森林法 都市計画法等の改正—三五法律

5 必置規制の見直し

必置規制については、地方公共団

政 策

図3 関与の基本類型等

従前の関与について、機関委任事務に係る包括的な指揮監督権を廃止し、基本類型に沿った必要最小限のものとする。

(従前)

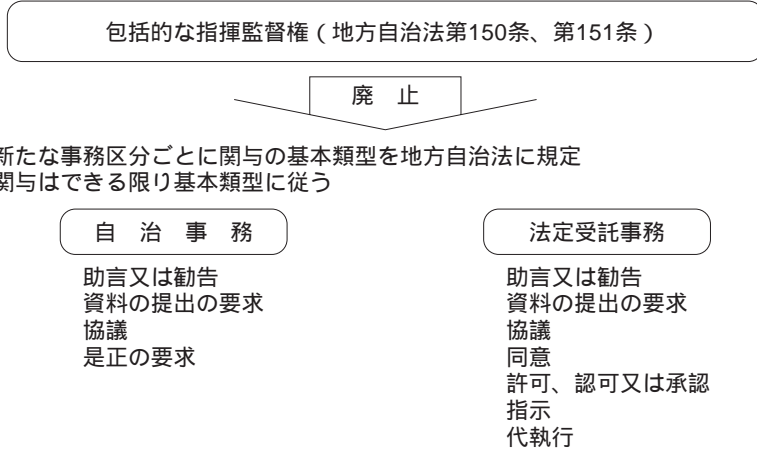
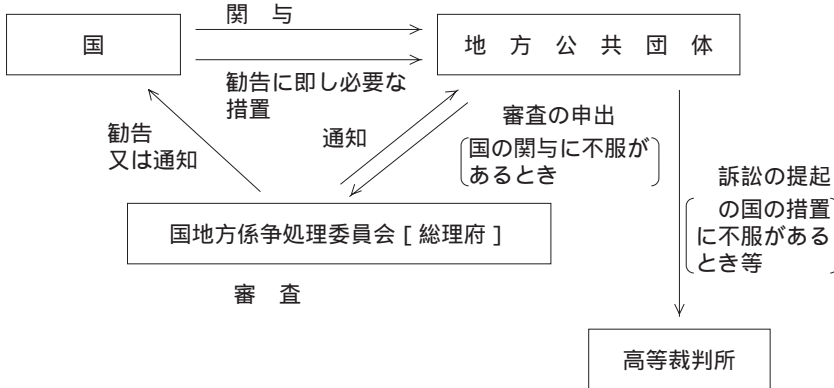


図4 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み



国地方係争処理委員会が勧告する場合

- ・自治事務に関する関与が違法又は地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であるとき
- ・法定受託事務に関する関与が違法のとき

・ 地域審議会の設置

の積立て

- ・ 一体的な速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金

- ・ 合併特例債の創設
- ・ 市町村建設計画に基づく次の事業で特に必要と認められるものは、一〇か年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入

- ・ 普通交付税の算定の特例(合併算定替)の期間の延長
- ・ 合併から一〇か年度(従来は二倍)は合併しなかつた場合の普通交付税を全額保障。その後五年度間で激変緩和

- ・ 都道府県知事による合併協議会設置の勧告
- ・ 知事が公益上必要と認める場合に関係市町村に合併協議会の設置の勧告をする場合には、関係市町村の意見を聴き、勧告したことを公表

- ・ 都道府県知事による合併協議会設置の勧告
- ・ 知事が公益上必要と認める場合に関係市町村に合併協議会の設置の勧告をする場合には、関係市町村の意見を聴き、勧告したことを公表

- ① 自主的な市町村合併の推進
- ・ 住民発議制度の拡充

全ての関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合には、各市町村長に対し合併協議会設置協議について議会への付議を義務付け

6 地方公共団体の行政体制の整備・確立

地方公共団体の行財政能力の一層の向上と行政体制の積極的な整備・確立を進めるため、次のような改正を行う。

- ① 附属機関に係る必置規制の廃止
 - ・ 第三種漁港に係る漁港管理会
 - ・ 都道府県水防協議会、市町村水防協議会
- ② 職員に係る必置規制の廃止
 - ・ 農業委員会に置かれる農地主事
 - ・ 青年学級主事、青年学級講師
 - ・ 公営住宅監理員、改良住宅監理員
- ③ 附属機関に係る名称規制の弾力化
 - ・ 都道府県児童福祉審議会
 - ・ 都道府県環境審議会
 - ・ 都道府県職業能力開発審議会
- ④ 行政機関又は施設に係る名称規制の弾力化
 - ・ 都道府県更生相談所
 - ・ 職員に係る名称規制の廃止
 - ・ 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司
- ⑤ 職員に係る名称規制の廃止
 - ・ 公立図書館館長の司書資格規制の廃止
- ⑥ 職員の資格、専任、配置基準等に係る必置規制の廃止
 - ・ 図書法、身体障害者福祉法、農業委員会等に関する法律、計量法等の改正―三八法律
- ⑦ 職員の資格、専任、配置基準等に係る必置規制の緩和
 - ・ 食品衛生監視員の必置規制
 - ・ 栄養指導員の必置規制 (改正対象法律)
 - ・ 図書館法、身体障害者福祉法、農業委員会等に関する法律、計量法等の改正―三八法律
- ⑧ 医療監視員の資格規制の廃止
 - ・ 計量に関する事務に従事する職員に対する計量教習所の受講を義務づける資格規制

政 策

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、新市町村長の諮問により審議又は意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことが可能

・市となるべき要件の特例
市と市、市と町村の新設合併で要件を備えない場合でも市となることが可能

② 地方議会の活性化及び議員定数の見直し
・議案提出要件及び修正動議の発議要件を緩和する（現行一／八以上一／一二以上）
・議員定数制度の見直し
議員定数は条例で定めることとし、人口区分に応じた上限数を設定する。

市町村については、市の議員に係る人口区分を大括り化するとともに、減数条例の制定状況を勘案した数を上限数とする。

③ 中核市の指定要件の緩和
中核市指定の要件のうち、人口三〇万以上五〇万未満の市について必要とされていた昼夜間人口比率の要件を廃止する（新たに、川越市、横須賀市、岡崎市、高槻市及び奈良市の五市が中核市の要件を満たすことになる。）

④ 特例市制度の創設
二〇万以上の人口規模を有する市を当該市からの申し出に基づき指定することにより、権限をまとめて委譲するための必要な法制上の措置を講ずることとする（全国で五九市）。

(改正対象法律)

地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律の改正

7 法律案の施行期日

法律案の施行期日は、次の事項等を除き、原則として平成十二年四月一日としている。

① 施行期日を平成十二年四月一日より前にするもの
公布の日

(1) 手続き関係

ア 国地方係争処理委員会委員の任命関係（地方自治法）
イ 国立公園の管理等について、都道府県が処理する事務として行う場合の都道府県知事の申し出に関する事項関係（自然公園法）

ウ 地方公共団体において保管する出土文化財の所有権を当該地方公共団体に帰属するものとする場合の申し出に関する事項関係（文化財保護法）
エ 交付金等の手続関係（農業改良助長法）

(2) 市町村合併の推進に関する事項関係（市町村合併特例法）
② 施行期日を平成十二年四月一日より後にするもの

平成十四年四月一日 国民年金の印紙検認事務の廃止関係（国民年金法）
平成十四年八月一日 児童扶養手当に関する事務（権限委譲に伴うもの）（児童扶養手当法）
平成十五年一月一日 地方議会の議員定数関係（地方自治法、市町村合併特例法）

年次休暇取得の推進について 自治省

政府では、「構造改革のための経済社会計画」を閣議決定（平成七年十二月）し、年間総労働時間一、八〇〇時間の達成・定着を図ることとしています。

ゆとりある生活の実現に向けて、年次有給休暇の計画的な取得促進をはじめとする労働時間の短縮が求められています。

年次有給休暇を積極的に活用しましょう！

職員とその家庭にゆとりをもたらし、職業生活と家庭生活、地域生活との調和を図るために重要なことです。職員のリフレッシュ等が図られ、活力ある職場の形成に資することとなります。

年間、最低二桁の年次有給休暇を取得するよう心掛けましょう！

年次有給休暇を取得しやすしい環境整備をしましょう！

年次有給休暇の取得計画表を作成しましょう。

さらに、次のような工夫にも取り組んでみてください。

計画表は毎月作成する。業務予定をできる限り早期に職員に周知する。職場内の応援態勢の整備を図る。

特に夏季においては、夏季休暇と年次有給休暇を組み合わせる等一週間以上の連続休暇をとるようにしましょう。

年次有給休暇の取得促進には管理職員のリーダーシップが大切です。

管理職員が自らリーダーシップを発揮して、各職員に年次有給休暇の取得を促進させることも重要です。

そのためには、次のような取組を進めましょう。

管理職員自らが率先して年次有給休暇を取得する。業務予定をできる限り早く職員に周知させ、管理職員から職員に対して「声かけ」をする。

職場内の業務の進捗状況を的確に把握して、計画的な年次有給休暇の取得を職員に促す。

政 策

中央省庁等改革関連法が成立

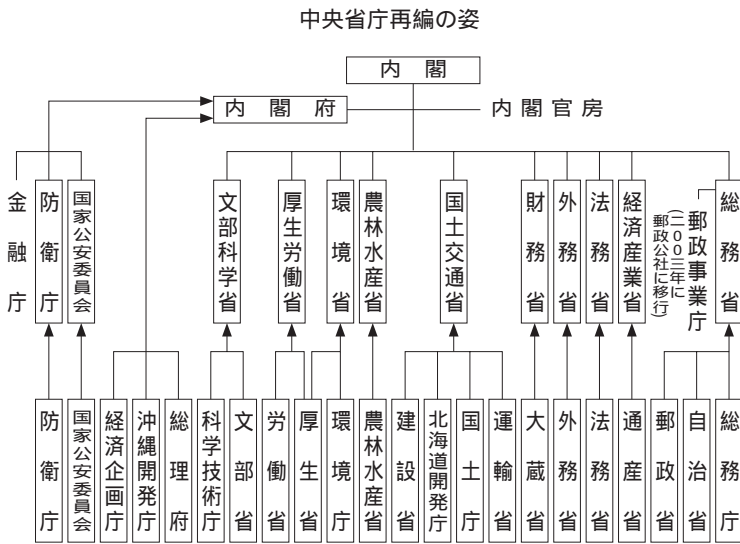
— 二〇〇一年から一府十二省庁 —

二〇〇一年(平成十三年)一月から中央省庁を一府十二省庁体制に移行するための「中央省庁等改革関連法」が七月八日の参議院本会議で地方分権一括法とともに可決・成立した。

同法は新設する省庁の役割などを定めた各省庁設置法や行政のスリム化を推進するための独立行政法人通則法など計一七本で構成されている。同法の骨子は次のとおり。

— 再編後 —

— 現行 —



- 首相は閣議で重要政策の基本方針を発議できる。
- 大臣数は一四人以内とし、特命担当大臣は別に三人まで置ける。
- 内閣府は内閣を補佐し、企画立案と総合調整を担当。沖縄・北方対策と金融庁関係の特命担当大臣を置く。
- 内閣府に経済財政諮問会議や総合化学技術会議など、重要政策立案のための四会議を置く。

- 大臣を補佐するため副大臣二二人、政務官二六人を新設する。
- 金融庁を内閣府に設置。金融機能の安定確保や預金者保護などを担当する。ただし金融破たん処理と危機管理の企画・立案任務は財務省に残し「共管」とする。
- 独立行政法人は三～五年の中期計画を作成。有識者など第三者の評価委員会が業務評価を行う。

地方自治法施行50周年記念自治大臣表彰



まほろばの里 農学校作業風景

現地レポート

山形県
高 畠 町

歴史・人情・自然が感じられる「まほろばの里」づくり

歴史、人情、自然が実感
できるまち

山形県高畠町は県の南東部に位置し、奥羽の山並みを境に宮城県、福島県と県境を接する総面積一八〇四平方キロメートル、人口約二万七千人、県内では最大の人口規模を誇る町である。町のキャッチフレーズは「まほろばの里」、そして「一万年の歴史・温かい心・みどり豊かな豊穡の里高畠」である。

一万年の歴史・・・およそ一万年の昔から人々が住み付いており、「日向洞くつ」をはじめ四カ所の洞くつ住居跡が、縄文草創期の史跡として国の指定を受けている。また最近、縄文前期の押出遺跡から出土した彩漆土器をはじめ、栄養価の高いクッキー状の炭化物、編み物の断片など約一千点が一括して国の重要文化財に指定され注目を集めた歴史の町であり、『自然と歴史を大切にしたい町づくり』を進めている。

温かい心・・・「泣いた赤鬼」や「りゅうの目のなみだ」など、生涯約一千編に及ぶ童話の名作を世におくり、日本のアンデルセンと慕われ、子どもたちに夢と希望を与え続けた童話作家浜田広介は、高畠町の出身であり町民の誇

りである。「ひろすけ童話」の底流にある、人情味豊かな愛と善意の心を町民の精神的な支柱に据え、『誰にもやさしい町づくり』を進めている。

みどり豊かな豊穡の里・・・肥沃な大地には良質の稲が良く稔り、山間地にかけては葡萄がたわわに熟す米と果樹の宝庫である。特に、ラフランスは味、香りとともに絶品との折紙が付けられており、基幹産業である農業を中心に、「農業・工業・商業それぞれ調和のある産業の振興」を図っている。

山形新幹線停車実現と太陽館

平成四年七月、山形新幹線開業と同時に、上下八本の電車が高畠駅に停車することとなり、東京駅と二時間二十五分で直結、待ち望んでいた町民にとっては大きな朗報として受けとめられた。

無人駅に再び駅の職員が配属され、新幹線停車が実現することに



フォーラム



日向洞窟

なった背景には、このプロジェクトに携わられたJRをはじめ、関係の皆様方の深いご理解とご支援があったことは勿論であるが、足掛け五年にも及ぶ官民あげての停車実現運動が効を奏したものと考えている。とりわけ、米沢と赤湯駅の間位置する高畠駅には停車しないのでは、という危機感から青年層が運動の先頭にたち、高畠、仙台間百キロたるまりレーと称して夜通し走り続け、JR東北地域本社(当時)に陳情するなど、アイデアをこらした若者の純粋な活動等が起爆剤となったものと確信している。と同時に、若者にとっても大きな自信となり、その後の活動の活性化や町づくりへの



浜田広介記念館

参加意識の高まりに結びつくという波及効果も生まれたように思う。

町も、高畠駅周辺整備構想をたて、温泉付きのコミュニティセンター「太陽館」の建設、五百台駐車可能な無料駐車場、アクセス道路の整備等々、重点的な整備を実施した。現在、駅の機能と温泉付きの太陽館は町観光の拠点施設として賑わいを呈しており、平成九年にはJR東日本が提唱する「あたらしい旅」の一環として、JRの周遊型ホテル「フォルクローロ高畠」が太陽館に隣接して建設され、首都圏や仙台圏を中心とした観光客に利用されている。町では、それに呼応して家族やゲ

ループで参加や体験できるメニューづくりに取り組み、蕎麦打ち、紅花染め、農業体験をはじめ、果樹のオーナー制など、多彩な受皿を準備し、滞在型観光の振興を推進している。

花の散歩道と昭和ミニ資料館

長引く不況と郊外型大型店の進出等の影響を受け、既存商店街の不振や衰退が深刻な問題となっている昨今、中央通り商店街連合振興会のユニークな取り組みが注目されている。同商店街は約一キロ、町の東西を縦貫する町道に商店が点在している。まず、車歩道のガードレールを撤去し、植栽帯やブラ



ラ・フランス

ンターに季節の花々を植え「花の散歩道」に変える作業から始まった。同時に、多くの商店が、その店で取り扱っている商品等をモチーフに木製の手彫り看板を掲げ、温かな通りを演出している。また商店街が最も活況を呈した昭和三十年代の家庭用品やポスター、そして当時の商品や道具類を店頭に展示した「昭和ミニ資料館」づくりに着手、現在は十四館が開館している。

さらに、童話作家浜田広介の作品を題材にした石像を沿道に設置、毎週一回、小さな神社の境内では「土曜朝市」が開かれ、地元特産の農産物などの買い客で賑わっている。

出あい、ふれあい、語りあいをモットーに歩いて楽しい商店街づくりの試みは広く知られるところとなり、観光客も増え、全国から関係者の視察が相次いでいる。

有機農業を通じた都市と農村の交流

高畠町には、約二十年前から有機農業研究会の運動がある。かつて有吉佐和子さんの「複合汚染」にも紹介され、生命と環境にやさしい農業の未来を追求し続け、全国にさががけた健康と安全を基本とする「農」の実践は全国的な関

フォーラム

心を呼んでいる。有機農業は土づくりを本命とし、化学肥料や農薬散布を極力行わずに、完熟堆肥と良質な有機肥料を施して丈夫な農作物を栽培するものである。

これが全国各地の消費者ニーズに合致し、好評を得ている。

有機農業の実践に取り組む町内の団体やグループは十数団体に及び、それらの団体は有機農業推進協議会を結成、特色ある健康食品づくりを通して町づくりの一翼を担っている。また、都会から訪れる学生や若者達を受け入れ、農業体験をしてもらう「共生塾」や「屋代村塾」などの活動も活発に行われている。

離農、後継者不足に悩む農業だ



太陽館



フォルクローロ高島

が高島町にはここ数年間に、女性も含めて約四十数名の若者が都会から主に有機農業を志して移住して来るなど、厳しさを増す農業に明るい展望が感じられる。

町としても、地球環境の保全、自然と人間の共生、そして有機農業を核とした環境保全農業の推進を施策として掲げており、都市と農村の交流を促進するため、和田地区にそは打ち体験交流施設、研修や体験者のための宿泊施設そして伝統的な民家の改修等を整備する「ゆづきの里」づくりに着手している。

(高島町長 高梨吉正)

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

山口県町村会は、六月二日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。山口県町村会長 大津郡日置町長

江原 清

昭和五年二月十九日生



【住所】大津郡日置町大字日置中五四〇四番地

【町村長に当選するまでの経歴】

昭和四十二年日置村議会議員 四十八年日置村議会議長 五十二年日置町議会議長 五十六年日置町長

【町村長としての当選回数】五回

【町村会関係の経歴】平成二年大津郡町長会会長 三年山口県町村会副会長

【主な業績】 農業農村対策(狩音ダム)の建設、町有預託牛制度の導入、農道の整備、農協の広域合併の推進) 漁業漁村対策(漁港の整備、漁村センター・漁村広場の建設) 林業対策(林道網整備等林業構造改善の推進) 生活環境対策(集落排水事業、簡易水道、道路網の整備) 福祉対策(長門地区広域シルバー人材センター)の設立、老人福祉施設・福

祉の家等の整備、福祉の輪づくり運動、ボランティアグループの育成、斎場の建設) 消防防災対策(消防施設の整備、防災無線の設置、自主防災組織の育成、地すべり対策の推進) 観光、交流施設の整備(千畳敷野営場、二位ノ浜海水浴場の整備、二位ノ浜遊歩道、特産品販売施設、ふれあいの森、総合運動公園、地域づくりセンターの建設) 学校教育施設の整備(小・中学校校舎・学校給食センターの建設) 活性化対策(源泉の発掘、町営住宅の建築、創作太鼓グループの育成、企業誘致) その他、地籍調査事業、町民憲章、日置町首頭の制定、転入奨励金制度の創設、後継者育成奨励金制度の育成)

【趣味】ゴルフ、囲碁、釣

【家族】妻、長男、長女

長野県町村会は、六月四日の定期総会で次のとおり会長を選出した。長野県町村会長 上水内郡牟礼村長

平井 博文



昭和二年五月十二日生

【住所】上水内郡牟礼村大字平出七三五

【町村長に当選するまでの経歴】昭和三十八年牟礼村議会議員 四十八年牟礼村議会議長 五十六年牟礼村長

【町村長としての当選回数】五回

【町村会関係の経歴】平成元年更水町村会副会長 四年更水町村会会長 七年長野県町村会副会長

【主な業績】 生活基盤の整備促進(広域常備消防の整備、県道長野荒瀬原線・平出バイパスの整備促進、長野信濃線・坂中トンネルの整備促進、特環公共下水、農業集落排水事業等下水道整備、農村総合整備モデル事業による農村生活基盤整備) 暮らしのおこし、産業振興事業への積極的取組み(飯綱東高原総合観光開発の促進、都市と農村交流、姉妹都市提携の促進、日帰り温泉施設「天狗の館」の開設、そばレストラン「よこ亭」、そば打ち体験館の開業、ふるさと振興公社の設立、助っ人組合の発足(人材派遣事業)、交流推進室の設置、国際交流の促進(中国農業研修生、国際交流員の受入れ) 福祉医療、福祉事業の充実(総合福祉施設の充実、飯綱病院の増改築による充実、乳幼児医療費の無料化、国保世帯主医療費の二〇割給付の推進) 教育文化の振興(東西小学校の大規模改修、社会教育・社会体育施設の整備充実(ふれあいパーク)、歴史ふれあい館のオープン、村誌・学校誌の編纂及び発刊)

【趣味】読書

【家族】妻、長男夫婦、孫一人

新刊紹介

自治体の行政評価システム

高寄昇三著

自治体は今、「行政評価」の時代を迎えつつある。これはすべての事務事業、行政活動の効果を「数値化」、指標によって評価するシステムであり、すでに宮城県、三重県、静岡県、北海道をはじめ札幌市、神戸市などで全面的あるいは部分的に導入され、成果を挙げつつある。本書はそれらの実践事例を紹介すると共に、問題点や課題などを分析し、今後のあり方、進むべき方向を明らかにしている。

今日まで、「行政活動は企業活動のように収益性という数値では測れない、すなわち「公共性」の数値化は不可能とみなされてきた。しかし、著者はこれを「官僚の詐術」にすぎないとし、「政策・施策・事業評価」の三つのレベルにおいて、最適の政策形成・遂行状況であったか。その施策が各分野ごとの行政施策体系の最適化を形成・選択したか。個々の事務事業について事業収支・効果が最適であったか。以上を絶えず検証し判断していくことで、自治体の自己改革、職員意識改革を確実にし、斬新で実効性の高い行政改革方式が実現する、としている。官庁的システムに一石を投じたと言える。学陽書房発行 A5判、二〇〇頁/本体二〇〇円 TEL〇三 三三六一 一一一

情 報

鹿児島県町村会は、六月七日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

鹿児島県町村会長
薩摩郡入来町長

福田千年

昭和四年二月十日生



【住所】薩摩郡入来町浦之名六八六七番地

【町村長に当選するまでの経歴】

昭和五十八年宮之城警察署長 六十二年交通部参事官兼交通部交通企画課長事務取扱 六十三年南国交通株式会社顧問 平成三年入来町長

【町村長としての当選回数】一回

【町村会関係の経歴】平成七年薩摩郡町村会副会長 九年薩摩郡町村会会長 九年鹿児島県町村会副会長

【主な業績】城山観光(株)と立地協定(入来城山ゴルフ倶楽部建設) いきいき入来健康村整備基本構想策定 朝陽ふるさと会館建設 ふるさと創生基金人づくり海外派遣事業(中高生ホームステイ) 簡易水道整備事業 グリーン・ツーリズム推進「きんかんの里ふれあい館」市民ふれあい農園(等整備) 副田立山ニュータウン造成分譲 第一回からいも交流事業受け入れ 入来農村

勤労福祉センター(町体育館)増築 デイサービスセンター建設 清浦水環境整備事業 久木宇都温泉付団地造成分譲 若者定住促進緊急プロジェクト事業「愛宕ヒスタパーク」向山自然公園(等整備) 中国掘浜鎮と友好交流協議書締結 JRバス路線廃止に伴う乗合タクシーの運行 共同福祉事業「ジョイフルいりき」建設 町営・県営住宅「グリーンビレッジ入来」建設 義務教育施設整備(各小中学校コンピュータ導入、副田小学校木造校舎建設整備) 農業集落排水整備

【趣味】ゴルフ、読書

【家族】妻、父

奈良県町村会は、六月十一日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

奈良県町村会長
生駒郡安堵町長

島田悠紀夫

昭和七年三月三十一日生



【住所】生駒郡安堵町大字岡崎五六番地

【町村長に当選するまでの経歴】

昭和二十三年安堵町役場 四十九年安堵町長 六十一年町制施行により

町長

【町村長としての当選回数】七回

【町村会関係の経歴】昭和六十年

奈良県町村会監事 同年奈良県町村会理事 平成元年奈良県町村会副会長

【主な業績】上下水道施設完成

安堵中学校新築、安堵中学校体育館整備、安堵小学校改築、安堵第二保育所開設、小集落事業着手、老朽溜池整備、トークカルチャーセンター建設、安堵中学校格技上場整備、美化センター改築、安堵中学校プール

徳島県町村会は、六月十一日の総会で次のとおり会長を選出した。

徳島県町村会長
那賀郡驚敷町長

助岡克則

昭和三年四月十三日生



【住所】那賀郡驚敷町百合字石橋一二番地

【町村長に当選するまでの経歴】

昭和三十四年驚敷町議会議員 四十七年驚敷町議会議長 五十五年徳島県農業協同組合連合会中央会理事 同年徳島県信用・経済・共済・更生・青果連合会理事 五十八年驚敷町長

整備 新庁舎完成 安堵町歴史民俗資料館整備 西和消防組合訓練塔完成 福祉保健センター建設 テニスコート・ゲートボール場(安堵中央公園内)完成 流域貯留浸透施設安堵小・中学校運動場)整備 安堵小学校体育館、給食棟整備 老人総合福祉施設開所 安堵小学校プール・運動場整備 安堵保健所統合 安堵保育園増改築 都市計画道路東西線開通 ダイオキシン対策施設整備 下水道施設整備

【町村会関係の経歴】徳島県町村会副会長 徳島県町村会監事 徳島県町村会評議員 那賀郡町村会会長

【主な業績】大塚製薬株式会社、大塚テクノ株式会社誘致 農村集落排水事業着手(町内整備率七五%) 田野橋、丹生橋開通、細測橋着工(平成十四年竣工予定) 四国ケール誘致(西日本一の長さ二、七七五m) 四国霊場二一番札所、太龍寺にロープウェイ架設 常備消防署開設 西部地区水道、中山地区水道開設(普及率九九%) B&G海洋センター竣工 若者向き分譲住宅団地「阿井ヴレッジ」造成 デイサービスセンター竣工、虹の丘児童公園、野球グラウンド完成 老人福祉施設「ケアホーム驚敷」八〇床を誘致 阿井公民館 中山公民館竣工 道の駅驚敷開所

【趣味】剣道六段教師、囲碁

【家族】妻、息子夫婦、孫三人

情 報

健康診断について

整形外科医
薬袋健

毎年定期的に受ける健康診断には二つの大きな目的がある。

① 自覚症状がない致命的で重大な病気である癌の早期発見・早期治療のため

② 主に癌以外の成人病（最近では生活習慣病ともいう）の原因となる身体の異常の早期発見のため

即ち、将来病気の原因となる危険な因子を早期に発見し、それを正常化して、病気になるのを極力おさえるのが健康診断の目的である。成人病は生活の仕方しだいで予防できることが多いので、健康診断の結果を、自己コントロールの目安として日常生活面で十分に活用すべきである。

信頼できる医者友人を持つ

健康診断では血液検査も行なわれる。その結果が正常ならよいが、異常がある場合、異常の数値についての説明がないまま、再検査の連絡があるのが普通である。しかし、コレステロール、中性脂肪、血糖値などは検査前に摂取した飲食物の種類や量によって多少の変化があるので、異常値であっても病的な数値ではないことが多い。要再検を指示された時、それについて相談できる医者がいると非常に便利である。

また、医療機関でいろいろの薬剤

を投与された場合も、薬の内容、必要性、副作用などについて気安く尋ねることのできる医者がいるとよい。

さらに、身体はどこかに異常があつて何科の診断を受けたらよいか迷う時も、友人の医者ならただちに的確な指導をしてくれ、適切な紹介状も書いてくれる。

先進国ではほとんどの人が主治医を持つているといわれる。病気や健康に関するのなら何でも相談相手になってくれる友達としての医者が本当の主治医と言えると思う。ぜひ、そのような主治医を探してほしいものである。

薬の効果的な飲み方

以前、緑茶は貧血用の鉄剤の吸収を悪くすると言われていたが、そのようなことは最近の薬にはない。消炎鎮痛剤（痛み止め）などは食事直後に飲むこと。水かぬるま湯でなくても、お茶や牛乳、ジュースなどで飲んでよい。食後すぐに飲む場合は、食べたものと胃の中で混じってしまうので、何で飲んだところで同じである。とくに牛乳は胃粘膜を保護する作用があるので、空腹時の鎮痛剤や、食事がとれない時に食後用の薬を服用する場合は牛乳で飲むと胃を痛めずにすむ。

しかし、アルコールと一緒に飲むのは禁物である。詳しく言えば、飲酒の一〜二時間前に薬は飲まない、飲酒後も酔いが醒めるまでは薬を飲まないこと。アルコールは薬の一種なので飲んだ薬の効果が落ちたり、逆に効果が出すぎて危険である。とくにアルコールを避けたいのは、神

経系や循環系に効く薬である。それ以外の薬も避けることが望ましいが、消化剤・ビタミン剤などはアルコールの影響は受けにくい。

また、成人病では慢性的な病気がほとんどだから一生、薬を連用しなくてはならないことも多い。複数の医療機関に受診している場合などには同様の作用の薬が重複しないように注意すること。投薬されている薬については十分に説明してもらおうように。それによって投薬される薬の量はかなり減ると思う。

最近では、錠剤やカプセルを収めているシート（PTP包装）の破片の誤飲により、硬い鋭角部が食道粘膜に刺さって重篤な合併症を起こすという報告もあるので、よく確かめ、薬だけ飲むこと。

また、かぜを治す薬はまだないから抗生物質（化膿止め）の服用は慎重に。抗生物質によつては元来、人体に必要な常在菌を殺してしまうからである。

さらに、花粉症やアレルギー疾患に使われる抗ヒスタミン剤や精神安定剤は、服用すると眠気が起きるので、これらの薬を飲んでいる時の運転は避けたい。

薬を飲んでいるときは常に副作用に注意すべきだが、といって、あまり神経質になり過ぎないように。副作用が少々出た場合でも、その薬を全く止めるのではなく、一〜二回止めてみる、飲む回数や量を減らしてみ、食事直後に飲んでみるなど、注意しながら飲み続けると副作用がなくなることもある。それでもだめなら必ず医師に相談してほしい。

随 想

町民の共感を呼ぶ町づくり



岡山県 喜 長 町 治
山 岡 矢 山

随 想

矢掛町は岡山県の南西部に位置し、倉敷市から西北へ約二十キロメートル、奈良時代の政治家・吉備真備公のゆかりの地、吉備文化発祥の地である。古くから旧山陽道十八番目の宿場町として栄え、全国唯一本陣・脇本陣がともに国の重要文化財に指定され、今なお健全な形で揃って保存されている。また、昔ながらの妻入造りの建物が多く現存するなど、歴史と伝統文化、自然環境に恵まれた人口一万七千人の町である。

私はこうした町に生まれたことを大変誇りに思っている。そして『自分の町が好きだ』という住民が多くなるのが住み良い町であると考え、町づくりへの熱い思いから昭和五十七年町長に初当選、今日に至っている。民間から出た者として常に町民の立場に立った

公正かつ迅速な判断をもって、信頼される行政運営こそが住民の付託に応えることであるという信念から、厳しい財政状況ではあつたが、恵まれた自然と文化遺産、そして多くの皆さんからの貴重なご意見を糧としながら、いわば時代の先取りとアイデアで、これまで鋭意取り組んできたところである。

特に、昭和五十七年就任当初に取り組んだ「リサイクル福祉事業」は、国の無形文化財に指定されている備中神楽の面を題材に、新聞紙など古紙を利用した民芸品の神楽面を高年齢者の皆さんに趣味で作っていただき、これを販売した収益金を積み立てて、ねたきり老人や心身障害者などの福祉対策に還元するという事業である。「老後を楽しく、趣味で福祉のリサイ

クル」をキャッチフレーズに、高齢者の社会参加と資源の再利用、さらに福祉財源の創出という、まさに高齢化をプラス思考でとらえた小さいながら一石三鳥の事業であると考えている。

また、昭和五十九年に始めた「ふるさとメッセンジャー事業」は、本町の河川に生息していた源氏ボタルを保護増殖するとともに、このボタルをメッセンジャーとする都市に住む人々との交流事業であるが、本町の恵まれた自然環境と文化、そして観光物産を全国に紹介できるとともに、自然保護に対する住民意識の高揚とコミュニケーションづくりに好影響を及ぼしている。

さらに、本陣・脇本陣を中心とした宿場町の景観を生かした「くらしのみちづくり事業」、「公共下水道事業」や「農業集落排水事業」などの住環境整備をはじめ、保健・医療・福祉を有機的に結びつけていく「在宅療養ほつとライン」の設置、子育て支援制度の充実など、一人ひとりが安心して暮らしていける福祉の充実や若者の定住条件整備にも取り組んできた。本年一月十一日には長年の念願であつた鉄道井原線が開業し、沿線住民の利便性向上と経済的效果に大きな期待が寄せられ、四月には

公共下水道が一部供用開始し、また図書館と音楽を楽しめるホールなど生涯学習の拠点施設としての機能を備えた「やかげ文化センター」がオープンするなど、確実に「健康で活力ある快適な町づくり」構想が実を結びつつある。

一方、地方分権社会の進展により、ますます地域間格差が大きくなることが必至であるだけに、住民の皆さんにも「町づくりに参加しているんだ」、「自分たちの町だ」という意識と実感を更に高めていただくことも、今後の行政に課せられた大きなテーマであり、行政と住民が一体となつて、きめ細かな施策を展開し、住民の真の理解と共感を得ながら、次代に対応し得る「体力ある矢掛町」をつくりていくことこそ極めて重要であると考えている。

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

情 報

政策リーダー

政策リーダー

パートナーシップによる河川管理に関する提言まとめまる

建設省研究会

建設省の「パートナーシップによる河川管理のあり方に関する研究会」はこのほど、河川管理者、市民、関係地方自治体等が日常において、緊密な連携協力をはかり、地域住民が誇りと親しみを持てる河川管理のあり方についての提言をまとめた。

提言では、パートナーシップによる河川管理は、河川管理者・市民・地方公共団体等それぞれの特性を活かし、主体性と信頼関係を基礎として、適切な役割分担のもと、納得して取り組むことが重要であるとし、その方策として①行政と市民による情報の共有、意見交換の機会拡大、②市民が身近に川と接する機会の拡大、③河川計画策定の際の市民参加等を挙げている。

また、今後の各主体の役割として、①河川管理者には、河川管理への市民参加の支援、情報公開、関係行政機関・流域自治体との連携等、②市民には、行政・企業の役割の理解、市民による情報発信、市民活動の自立と連携及び継続と発展等、③市町村には、水にかかわる情報収集、発信等の総合的な拠点としての位置付け、自治体相互における情報交換等による連携等、④都道府県には、川・流域を単位とした、広域的・総合的な組織づくり等、⑤企業には、企業力を活かした社会貢献活動を求める。

地方課税小委員会報告

政府税制調査会の地方法人課税小委員会は九日、法人事業税に外形標準課税を導入するよう求めた報告書を取りまとめ、税調総会に提出した。

これは、地方分権や経済構造改革を推進する上で地方税収の安定を図るためには、企業の所得に課税する現行の法人事業税では景気変動の影響を受けやすく税収が不安定になるため、好不況関係ない安定的な税収の確保や薄く広い課税による税負担の公平化等の実現のため、外形標準課税の積極的な導入を示したもの。

報告書では、望ましい外形基準のあり方について、事業活動の規模を適切に表し、納税事務負担の少ないものとした上で、具体案として①事業活動によつて生み出された価値②給与総額③物的基準と人的基準の組合せ④資本等の金額を示している。

また、改革に伴う諸課題として、外形標準課税の導入に伴う税負担の変動、中小法人の税負担等への配慮などがあげられている。

なお、導入については、できるだけ早期が望ましいとした上で、具体的な実施時期は景気の状態等を踏まえて判断する必要があること、また同時に国民的な合意形成の必要性を強調している。

「森林・林業・木材産業基本政策検討会」報告まとめまる

林野庁の森林・林業・木材産業基本政策検討会は、将来の森林政策等の課題などをまとめた最終報告を公表した。

報告の基本的考え方は、木材生産を主体としたものから、将来にわたり森林の多様な機能を持続的に発揮させていくための森林の管理・経営を重視したものに転換するとした。

おもな基本的課題として①多様な機能の発揮に向けた森林整備では、森林計画制度と森林整備事業のあり方を検討し、当面は、間伐を重点的に推進する。また、地域における森林整備の方向付けについては、市町村の主体的役割を重視する。②森林の管理・経営を担う林業の育成としては、意欲ある林家、第二セクター、森林組合等の多様な担い手を育成し、経営や施業の集約化を図るための方策を検討。また、林業構造改善事業については、市町村主導型の事業に見直すとともに、ソフト事業を強化する。③山村の振興等としては、山村集落等の活力の維持と農山村一体となった地域振興の視点から、森林、伝統文化等の地域資源を活用した産業の振興、都市との交流、定住条件の整備等を推進する。

昭和三十九年に制定した林業基本法については、森林に対する国民のニーズ等経済社会情勢が大きく変化していることから見直しを検討する予定。